



複写無効

# 許可証

平成30年2月7日付けで申請のあった一般廃棄物収集処理業については、廃棄物の収集及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により、次のとおり許可する。

平成30年4月1日

交野市長 黒田 実



事務所または事業所の所在地	高槻市紺屋町3番1-326号
名 称	都市クリエイト株式会社 前田 晋二
取扱う一般廃棄物の種類	ごみ（事業系一般廃棄物）
業 の 種 類	交野市域における収集運搬
業 の 区 域	交野市域
許 可 の 期 間	平成30年4月 1日から 平成32年3月31日まで
条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律を 遵守し業務を円滑に行うこと。